

事務局説明資料

2025年3月17日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

前回検討会からの進捗について

ガイドラインの考え方の普及促進状況

企業、団体といったステークホルダーと連携し、知財・無形資産ガバナンスガイドライン（以下、本ガイドラインとする）への認知を広げるため、講演、個別説明会、執筆活動等を推進した。また、本ガイドラインの考え方を関係者の目に触れる機会を増やすために、本ガイドラインのロゴを統合報告書等に記載することを促した。

対象期間：2024/4/1～2025/3/31

	講演 ※1	意見交換 ※2	計
実施回数	18	21	39

※1 本ガイドラインを含む知的財産推進計画2025の講演を含む
 ※2 本ガイドラインとの関連テーマを含む（開発費の資産化等）
 ※3 Future Design Initiative by Science and Finance

講演主催者	主な対象者
A社	企業知財
FDSF ※3	投資家/金融機関
マネジメントパートナーズ	中小企業診断士/会計士
すごい知財EXPO	企業知財/特許事務所
知財実務オンライン	企業知財/特許事務所
慶応義塾大学	学生
知財ガバナンス研究会	企業知財/特許事務所
日本知財学会	企業知財/特許事務所
知財・無形資産経営者フォーラム	企業経営者/企業知財

講演主催者	主な対象者
知財活用ビジネス研究会	会計士/中小企業診断士
日本経済団体連合会	企業経営者/企業知財
全国地方銀行協会	地域金融機関
IAbM総研	中小企業診断士
日本金融人材育成協会	企業経営アドバイザー
B社	企業経営者/企業知財
日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク	企業経営者/投資家
日本技術士会	技術士

ロゴ申請社数	個人申請数 ※4
8	43

※4 日本金融人材育成協会と連携（企業経営アドバイザー）

前回検討会（2024年3月22日開催）で頂いた主なご意見と対応状況

1. 知財・無形資産ガバナンスガイドラインの普及活用について

- ・ **中小企業・スタートアップへの普及は地域金融機関が鍵になる。地域金融機関に向けた普及活動も検討すべきではないか。**
 - ⇒ 地域金融機関の主要4団体（全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会）と意見交換を実施。内、全国地方銀行協会で講演を実施。
- ・ **ロゴの普及促進案として、内閣府が後援している企業経営アドバイザー検定試験を活用してはどうか。**
 - ⇒ 企業経営アドバイザーを主管している日本金融人材育成協会と連携し、企業経営アドバイザーに向けた講演を開催するとともに、名刺にロゴを記載する取組を推進。また、来期以降の当該認定講座テキストに、本ガイドラインの解説ページを追記予定。
- ・ **知財・無形資産を監督する立場から知財・無形資産ガバナンスガイドラインの考え方を理解して活用するために、経営者や取締役を普及対象者とするのがよいのではないか。**
 - ⇒ 日本経済団体連合会や日本コーポレート・ガバナンス・ネットワークを含み、経営層を対象とした講演会を複数実施。

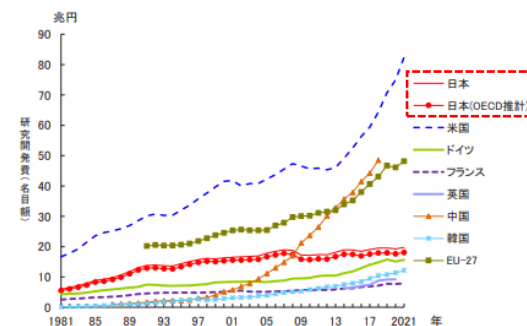
2. 知財・無形資産ガバナンスの状況について

- ・ **先進的に取り組んだ企業が企業成績において先行し、取り組みが不十分な企業がその結果を見て、先行企業に学びながら追いかけてようとするため、一旦は二極化になることも必要なのではないか。**
 - ⇒ 民間主導で知財・無形資産を戦略的に活用し、企業価値を高めている活動を好事例として公表する取組が開始。（プレゼンテーション（1）、（2））

- ◆ イノベーション投資は、持続的な成長と社会課題の解決に向けて必要不可欠な要素であり、中長期的な視点で、より戦略的にイノベーション投資を行うことが重要。
- ◆ 中長期的な視点でイノベーション投資を行うためには、**研究開発を「費用」でなく「資産」の形成と捉える企業マインドの改革**が必要。
- ◆ 戦略的にイノベーション投資を行うためには、企業内で**イノベーション投資の生産性を可視化できる仕組みの構築等によるイノベーションマネジメントの更なる高度化**が必要。

現状と課題

- 我が国民間企業における**研究開発費の伸びは低調**である一方、研究開発の**海外移行の動きが顕在化**
 - ➡日本国内の**研究開発環境の優位性の低下**が懸念
 - ➡**先端技術・情報の海外流出**が懸念
- 我が国においても、**イノベーション拠点税制の導入が決定**
- 国際会計基準を適用している日本企業と欧州企業では、**開発費の資産化率等に関する大きな差異**



主要国における研究開発費の推移

今後の予定（方向性）

- イノベーション拠点税制における手続規定の整備を含めた**執行体制の強化**及び事業者が積極的に制度を活用できるよう制度をわかりやすく解説した**ガイドラインの策定**、業界団体等と連携した**制度の周知**、**税制対象範囲の見直し検討**
- イノベーション拠点税制に関する海外における動向調査及び知財・無形資産等の価値評価の在り方の検討等による**知財・無形資産と企業価値の関連性の認識促進**

- ◆ 「コストカット型経済」から、知財・無形資産の投資・活用による「成長型経済」への**変革**が必要。
- ◆ サステナビリティ課題の解決につながる革新的な製品・サービスの顧客提供のためには、**知財・無形資産への投資・活用が必要不可欠**。
- ◆ **知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行状況を一層可視化し**、企業と投資家・金融機関との建設的な対話等を通じて、**企業価値の創造と投資資金の獲得という好循環**を実現することが重要。

現状と課題

- 日本企業は米国企業に比べて時価総額に占める無形資産の割合が低い。
- 各国に比べて日本のマークアップ率の上昇率が低く、近年では国際的に低い水準。

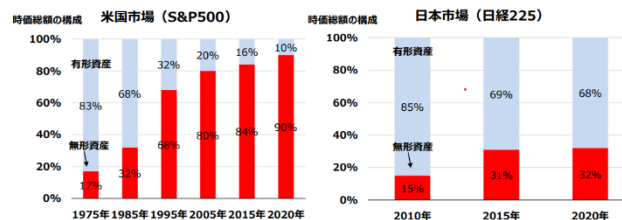


図 時価総額に占める無形資産の割合

出典：新しい資本主義実現会議（第5回）資料1、P50（2022年）

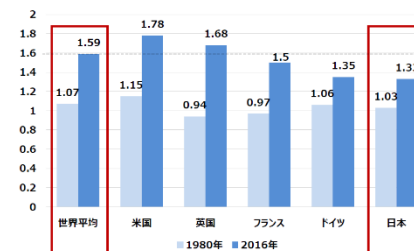


図 マークアップ率の国際比較

出典：新しい資本主義実現会議（第24回）資料1、P8（2024年）

今後の予定（方向性）

- 2024年通常国会において事業全体を担保とする企業価値担保権の創設等を含む「**事業性融資の推進等に関する法律**」が**成立**。積極的な周知・広報等を進めていく。
- **SX銘柄の公表**を通じて、知財・無形資産の投資・活用を含む経営変革を実現。
- 投資による**インパクトの特定・測定・管理**等を通じて、知財・無形資産の創出につながる研究開発投資や新規事業創出を更に促す。

今次検討会でご議論いただきたい論点

本日ご議論いただきたい点 ①

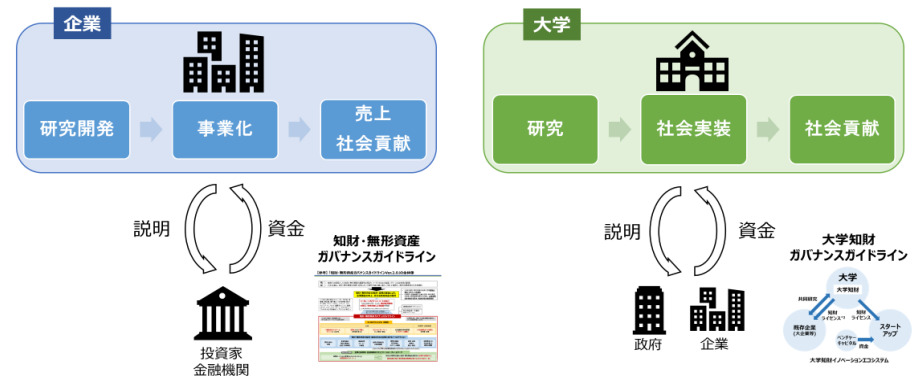
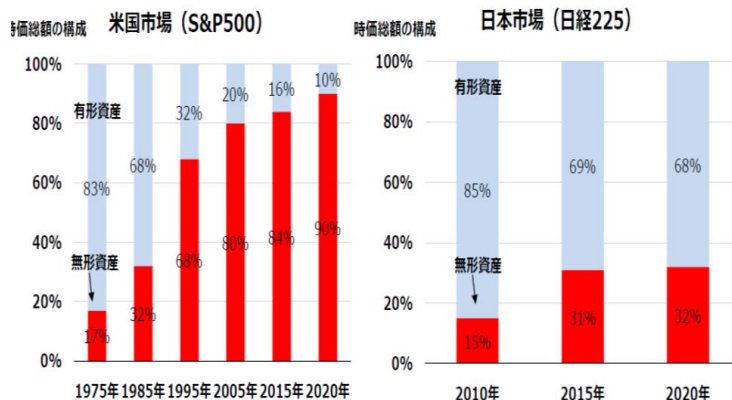
【背景：「知的財産推進計画2025」策定に向けた議論】

- 「知的財産推進計画2025」に向けた議論では、グローバルで進展する変化を取り込み、知財で未来社会の価値創造をリードする「新たな知的創造サイクル」の構築を目指した議論を実施。1つの方向性として、**「社会課題解決」に資する知的創造サイクルを目指す方向性を提示。**
- 知財・無形資産は、企業の価値創造のためにも重要となるが、**一方で、現状、日本企業は米国企業に比べて時価総額に占める無形資産が低迷。知財・無形資産の可視化を進め、研究開発費・知財と売上高その他の経営指標を紐づけて投資家等ステークホルダーに説明していく必要がある。**

対応の方向性：知財・無形資産の可視化による投資促進

- 「コストカット型経済」から「高付加価値創出型経済」への変革のため、
- ✓ 民間企業は、**研究開発費・知財と売上高その他の経営指標を紐づけて投資家等ステークホルダーに説明していく必要。**
 - ✓ 同様に、大学等は、**研究開発・知財と社会インパクトを紐づけ、資金の出し手（国からの研究費の拠出に関連して）納税者や民間企業等研究パートナー）に説明していくことが求められる。**
(すなわち、大学側も、知的資産の創造・管理に係る資金投下（研究者等への報酬を含む）を、「コスト」ではなく「資産の形成」と捉えていくことが重要。)

時価総額に占める無形資産の割合



本日で議論いただきたい点 ②

【ガイドラインの浸透状況・課題について】

- これまでも、知財・無形資産の可視化に向けて、「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の策定や、SX銘柄の選定・公表、知的資産経営の推進、また、民間ベースでの優良な開示事例の表彰など、官民において様々な取組を実施してきているところ。検討会委員／企業側の活動についても、可能な範囲にてご共有いただくとともに、関係者における本ガイドラインの考え方の普及状況について、ご見解をお伺いしたい。

【知財・無形資産の可視化に向けた今後の取組について】

- より一層、上記の流れを後押しするため、どのような取組（官民含む）が期待されるか。

- ① 「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の更なる普及に向けてどのようなアクションが有効か。
- ② 知財・無形資産の可視化・経営指標との紐づけを一層進めるため、例えば、以下のようなアプローチは有効と考えられるか。
 - a. インパクト投資における知財・無形資産に係る指標の活用に係る先進事例の収集
 - ・ 特に欧米で先行するインパクト投資において、知財・無形資産に係る指標がロジックモデルにどのように組み込まれているか、諸外国での先進事例等を調査することは、経営層への働きかけや、スタートアップ等資金調達ニーズが見込まれる企業にとって有用か。
 - b. 知財・無形資産（研究開発費・データ含む）を費用ではなく資産として取り扱うマインドの浸透
 - ・ イノベーションボックス税制の導入を契機に、知財・無形資産の収益や企業価値への繋がりを把握するイノベーションマネジメントの高度化が求められる。企業・投資家双方において、取り得る具体的なアクションはあるか。
(e.g.) 企業側からのアプローチ
 - 開発費について一定要件を充足する場合資産計上するとされている国際会計基準の考え方の適用
 - 価値あるデータの無形資産への積極的な資産計上の促進 等
 - c. 上記以外に、有効なアプローチはあるか。
 - ・ そもそも、企業サイドで、可視化が進まない要因はどこにあると考えられるか。

參考資料

(参考) グローバルヘルス分野におけるインパクト投資の動き

- グローバルヘルス（GH）の財政負担は増大している。公的資金に加え、持続可能な金融を含めた民間資金の動員は喫緊の課題である。
- 近年、経済的リターンと社会的課題の解決を両立させる「インパクト投資」への注目が高まっており、投資額も増加している。
- G7広島サミットにおいて、各国首脳は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）やSDGsの達成を含むGHへの貢献を視野に入れ、インパクト投資の認知度を高め、ベストプラクティスを共有するためのイニシアチブ「Impact Investment Initiative (Triple I) for Global Health」を支持した。このイニシアチブは、2023年9月の国連総会ハイレベル会合に合わせて発足した。



(参考) グローバルヘルス分野におけるインパクト投資の好事例

①日本企業の好事例 エーザイ(株)

パートナー

WHO、財団、
NPO/NGO等



「顧みられない熱帯病 (NTDs) の負担ない世界を次世代へ」

概要

- 2013-24年でDEC錠^{*1}をLF蔓延国 32カ国 25億錠をWHOに無償提供
- GH製品の社会貢献度をインパクト加重会計により**世界初の定量化した事例**
- 集団投資における**併用薬剤や様々なパートナーと共に貢献**

インパクト 「感染リスク人口の減少と症状・発作の軽減」

- リンパ系フィラリア症の感染回避数
- 陰嚢水腫やリンパ浮腫の進行阻止数
- 急性発作頻度の低減と慢性症状の改善

計2,200万人に寄与

効果 **社会的インパクト累計約14兆円超(23年は3,880億円/年)創出^{*2}**

^{*1} NTDsの一つリンパ系フィラリア症(LF)の治療薬ジェニカル(マシジン(DEC)錠

^{*2} 2014-23年に実施したMDAIにおける、パートナーも含んだ取り組み全体の社会的インパクト

③官民によるJICA 海外投融資の好事例 ブラジル 医療アクセス改善事業

パートナー

複数事業機関
(右図参照)



概要 「医療アクセス向上」「医療水準の向上」「日本医療の国際展開」

- 公的・民間医療保険制度の間で零れ落ちている**低中所得者層へ物理的・価格的にアクセス可能な一次・二次医療を提供**
- AIアルゴリズムを用いた効率的な医療オペレーション**を実施しているほか、診療ガイドラインのデジタル化等を実施
- 日本製の医療機器(同社の80%)を活用した高い医療水準の確保**

インパクト 「医療アクセス向上」「医療水準の向上」

- 低中所得者層の医療へのアクセスの向上：現在30程のクリニックで年間約70万人にプライマリケアを提供
- 医療を受けるまでの待機時間の短縮

②日本スタートアップの好事例 SORA Technology社

パートナー

野口研・パスツール
研究所・CREC



「2030年までにマラリアを撲滅する」

概要

- アフリカにて、ドローンによる空撮データとAI技術を組み合わせ、マラリア媒介蚊のボウフラが繁殖する**リスクの高い水たまりを効率的に発見**
- 水たまりの発見に**必要不可欠な労働力と薬材量を大きく削減**

インパクト 「感染者の減少」、「死亡率の低下」

- ボウフラ発生源探索：**75%の作業効率化に成功**
- 探索版の拡大：ドローン導入により**カバーエリアを205%に拡大**
- 予防に必要なコスト：**全体で37%の削減に成功**

効果 **複数の投資ファンドから総額数億円の資金調達**

④ベンチャー投資ファンドの好事例 AAIC Investment Pte. Ltd.

パートナー

投資家：日本政策投資銀行、エーザイ社、大原薬品、TOPPAN等
投資先：Drugstoc、Revital、Arica
Healthcare Network社等 (計54)



概要 「アフリカの医療セクターへのインパクトを生み出す」

- ケニア共和国、ナイジェリア連邦共和国、南アフリカ共和国、エジプト・アラブ共和国の4カ国を中心とするアフリカ諸国を対象とした日本初のアフリカヘルスケアセクターに焦点をあてたベンチャーキャピタル。
- 薬局DX、保険テックなどのヘルスケア・テクノロジー企業、透析などの専門・高度医療分野、ラボ・診断センターなどヘルスケア領域を中心に投資

インパクト 「医療アクセス向上」

※数値、指標は非開示

効果 **AAIC Investmentが総額50億円以上のファンド投資、投資先スタートアップへの日本企業との共同投資、事業提携も複数実現**

- 2024年度税制改正において措置された、特許権やAI分野のソフトウェアの知財から生じる所得に税制措置を適用するイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）について、2025年4月の制度開始に向け、手続規定の整備を含めた執行体制の強化を行う。また、事業者が積極的に制度を活用できるよう、制度をわかりやすく解説したガイドラインの策定や制度の周知等を業界団体等とも連携して行うとともに、引き続き、税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、執行可能性等の観点から、状況に応じ、見直しを検討する。

(短期・中期) (経済産業省)

→ 2025年4月の施行に向け、イノベーション拠点税制の執行を滞りなく適切に実施できるよう、経済産業省令等を制定し、執行体制の整備を図った。また、事業者が積極的に制度を活用できるよう、制度を解説したガイドラインの策定（2025年3月下旬に公表予定）を実施。

- イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）における対象範囲の見直し検討や類似制度を導入している国における動向調査、知財・無形資産の非財務情報を含めた価値評価の在り方を検討することにより、研究開発成果としての知財・無形資産と企業価値の関連性の認識を促進し、イノベーションマネジメントの高度化につなげる。

(短期・中期) (経済産業省)

→ イノベーション拠点税制の対象範囲の見直し等の検討のための情報収集として、我が国の制度と類似の制度を導入している諸外国の制度調査を実施。

- 知財・無形資産の投資・活用の促進に向けて、知財・無形資産を戦略的に活用し、企業価値を高めている活動を好事例として公表する表彰制度を推進すべく、民間の協力を得て実施する方策を検討する。また、企業がスタートアップを自社のエコシステムに引き寄せるための具体的な情報開示や取組について推進する等、知財・無形資産ガバナンスガイドラインの考え方の国内外への普及・浸透を図る。

(短期・中期) (内閣府 (知財))

→ 知財・無形資産を戦略的に活用し、企業価値を高めている活動を好事例として公表する取組や表彰制度を推進する動きが、民間において複数開始された。また、投資家や金融機関を含み、広く本ガイドラインの考え方の普及・浸透を図った。

- 「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」に沿って、企業による収益性と成長性を意識した経営を促進するため、知的財産を含む無形資産への投資に関する取組を促す。

(短期・中期) (金融庁)

→ 2024年6月に「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024」を取りまとめ、コーポレートガバナンスの実質化に向けた取組を進めた。また、東証とも連携し、コーポレートガバナンス・コードや「資本コストを意識した経営の実現に向けた対応」の要請に基づく、知的財産を含む無形資産への投資に関する取組を企業に促した。

- SXの実現のための価値創造ストーリーの協創に向けて、知財・無形資産戦略は人的資本戦略や事業ポートフォリオマネジメント戦略、DX戦略等と並んで重要な鍵であり、SX銘柄を通じて、知財・無形資産戦略を始めとする各種戦略について統合的な戦略構築と開示を推奨する。

(短期・中期) (経済産業省、内閣府 (知財))

→ 2024年4月にSX銘柄2024対象企業を選定し、5月にSX銘柄レポートを公表。
現在、SX銘柄2025を審査中 (2025年春頃に、SX銘柄レポートを公表予定)。

- 2024年通常国会に提出された「事業性融資の推進等に関する法律案」の早期成立を目指す。

(短期・中期) (金融庁、内閣府 (知財)、法務省、経済産業省)

→ 2024年6月に「事業性融資の推進等に関する法律案」が成立 (企業価値担保権)。
2026年春頃の施行を目指し、関係政府令等の環境整備中。

- 知財・無形資産を活かした経営の実践を我が国企業に浸透させるべく、知財戦略構築の専門家だけでなく、情報開示や投資の専門家も企業に派遣すること等を通じて、経営における知財・無形資産の位置づけの可視化やそのための体制構築と、投資家等のステークホルダーとの建設的な対話に資する知財・無形資産の投資・活用の開示を支援し、企業の持続的な価値向上、知財・無形資産の投資・活用の開示や、ステークホルダーとの建設的な対話の推進につなげる。
(短期・中期) (特許庁)
→ 公募採択の4社に対し、経営・知財・投資の専門家チームを派遣し、対話及び知財経営の適切な開示を企業に浸透させるために必要な事項に関する調査研究を実施。3月末までに報告書、事例集として取りまとめ、4月頃に公表予定。
- 知財・無形資産を活かした経営の実践を我が国企業に浸透させるべく、経営戦略や事業戦略の策定に際し、知財情報等を活用した分析を行うIPランドスケープについて、目的別の分析手法等を取りまとめたガイドブックの周知を図ることで、経営戦略に資するIPランドスケープの普及につなげる。
(短期・中期) (特許庁)
→ 令和5年度調査研究の成果物である「経営戦略に資するIPランドスケープ実践ガイドブック」について、講演、企業との意見交換、冊子配布等を実施。
- グリーン・トランスフォーメーション技術区分表、及び当該技術区分表を用いた特許情報の分析結果の国内外への発信及び活用の促進を行う。また、こうした技術区分表が国際的に統一された技術区分表に組み込まれるよう諸外国への働きかけを行うとともに、特許審査官の知見も活用しつつ、技術区分表の充実化に向けた検討を行う。
(短期・中期) (特許庁)
→ 国内外の企業との意見交換、特許情報の分析結果の発信および諸外国への働きかけ等を実施。
また、当該技術区分表を用いたJ-PlatPatでの簡便検索機能を実装。
- 一定の「投資収益」確保を図りつつ、「社会・環境的効果」の実現を企図するインパクト投資において、事業を行う企業と金融機関・投資家の対話に資するよう、知的財産の活用等を含む企業の創意工夫の取組について、事例の共有・分析等を行っていく。
(短期・中期) (金融庁、内閣府(知財))
→ インパクトコンソーシアムにおいて、事例紹介等を通じて、インパクト投資時に活用できる指標・データの整備、上場市場におけるインパクト投資等について議論中。令和7年6月までに、投資手法等を取りまとめる予定。

(参考) 知的資本投資の可視化

- 近年、ESG投資への要請が高まっており、将来的な企業価値を評価する上で、知財・無形資産に関する情報の開示が投資家から要請されている。
- 知財・無形資産の投資は単年度「費用」ではなく「資産」の形成という発想を持ち、安易に削減対象にすることのないように意識することが重要。

■ バルーク・レブ教授らによる無形資産に係る会計処理への批判

バルーク・レブ教授らは、会計情報において無形資産が適切に説明されていない点を痛烈に批判。

また、同じ無形資産であるにもかかわらず、外部から購入してきた場合には資産計上されるのに対し、自社で創造・育成した場合には資産計上されないという、異なる扱いがされていることに疑問を呈している。

「それ自身では実質的な価値を創り出すことができない物的投資や金銭投資が、貸借対照表に満額で認識されるのに（中略）、特許、ブランド、ノウハウといった自己創出される無形資産—強力な価値創造主体—が即時に費用化される。つまり、損益計算書のなかで、将来ベネフィットのない経常的な費用（給与や貸借料など）として処理されていることは、なんと皮肉なことだろう。」

「さらに不可解なのは、コカ・コーラのようにブランドを育てた場合、一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）のもとでそれは資産ではないが、そのブランドを購入した場合は、貸借対照表に誇らしげに計上されるのだ。会計によって作り出された誤った経営者のインセンティブ—育てるより買って来た方がよい—を考えてみてほしい。財務諸表上の無形資産に関するこのばかげた会計処理は、貸借対照表と損益計算書の両方にかかり複雑に悪影響を与え、投資家を非常に混乱させている。」

出典：バルーク・レブ+フェン・ガー「会計の再生」

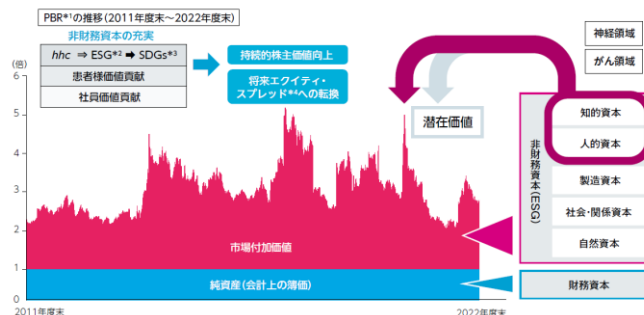
研究開発投資の見える化（エーザイの取組）

ESG Value-Based 損益計算書

(単位：億円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
売上収益	6,428	6,956	6,459	7,562	7,444
売上原価	1,845	1,757	1,613	1,748	1,778
うち生産活動に関わる人件費 人的資本	136	142	142	162	166
従来の売上総利益	4,583	5,199	4,846	5,814	5,666
ESG 売上総利益	4,719	5,341	4,988	5,976	5,832
研究開発費	1,448	1,401	1,503	1,717	1,730
研究開発費 知的資本	1,448	1,401	1,503	1,717	1,730
(うち人件費)	456	464	474	541	647
販売管理費	2,282	2,563	2,814	3,664	3,583
うち営業活動に関わる人件費 人的資本	871	880	905	1,013	1,002
その他損益	9	20	△12	105	48
従来の営業利益	862	1,255	518	537	400
ESG EBIT	3,316	3,678	3,067	3,429	3,299

人件費や研究開発費等がPBR（株価純資産倍率）と正の相関関係があるとの分析に基づき、通常の営業利益に人件費、研究開発費を足し戻した数字を「ESG EBIT」と定義して開示。



PBR1倍を超える部分は、「知的資本」「人的資本」「製造資本」「社会・関係資本」「自然資本」といった5つの非財務資本の価値であると考えている。

出典：エーザイ株式会社「価値創造レポート2023」

インパクト加重会計とは、従業員、顧客、環境、社会等に対するESG企業活動の正・負のインパクトを算出し、財務諸表記載情報を補足する取組。ハーバードビジネススクールのジョージ・セラフェイム教授らが提唱。

エーザイ DEC錠無償提供の社会的インパクトを 年間約1600億円と試算。

非財務資本の見える化：DEC錠無償提供の製品インパクト会計

当社は2014年から2018年の5年間で16億錠のDEC錠を開発途上国25カ国で無償提供しました。無償提供によって創出した社会的インパクトについて、柳・フリーバーグ(2022)両氏がインパクト加重会計(IWA)方式で計算した結果^{*1}、約7兆円にのぼると算出されました(図表1)。この数値は薬剤により患者様および感染が回避できる方が取り戻せる労働時間に最低賃金を乗じ、対

象者数および平均余命を掛け合わせ、節減できるヘルスケアコストも加味し試算されました。ライフタイムの社会的インパクト約7兆円を平均余命(Benefit Cohort 1、2では43年、Benefit Cohort 3では33年)で割ることによって、当社貢献分の年平均的社会的インパクトは、年間約1,600億円と算出されました。

図表1 DEC錠無償提供の社会的インパクト(2014年から2018年)

	ライフタイムの社会的インパクト	年間平均的社会的インパクト
Benefit Cohort 1 ^{*1}	7,696,728	178,994
Benefit Cohort 2 ^{*2}	5,072,366	117,962
Benefit Cohort 3 ^{*3}	765,921	23,210
社会的インパクトの合計	13,535,015	320,165
エーザイの貢献による社会的インパクト創出	6,767,507	160,083

(出典) 柳良平・デビッドフリーバーグ「算みられない健康増進薬無償提供の製品インパクト会計」(2022年資本市場研究会「月刊資本市場」9月号)

*1 Benefit Cohort 1: 薬剤事理後(MDA)によりリスク人口削減によりLFIに感染することが避けられた人々 *2 Benefit Cohort 2: LFIに感染しながらも無症状性から臨床疾患の状態への病状の悪化が回避された人々 *3 Benefit Cohort 3: LFIに感染して臨床疾患の状態になりながらも病状の悪化を回避できた人々

DEC錠無償提供による社会的インパクト創出目標^{*2}

当社は、LFIの制圧に向け、WHOなどと共にLFI蔓延国に対してDEC錠を制圧達成まで提供し続けます。世界最大の蔓延国であるインドなどへの提供により、今後、さらに約1,200万人に貢献することを想定し(2014年から2018年間約1,900万人に貢献)、2014年から2018年の無

償提供における社会的インパクトの計算と同じ手法により、2025年度および2030年度のDEC錠無償提供による社会的インパクトの目標値を算出しました(図表2)。その結果、2025年度には2,600億円、2030年度には2,800億円の社会的インパクトを創出すると試算されました。

図表2 DEC錠無償提供の社会的インパクト目標値(2025年度、2030年度)

	年間平均的社会的インパクト	
	2025年度	2030年度
Benefit Cohort 1	約2,900億円	約3,300億円
Benefit Cohort 2	約2,000億円	約2,000億円
Benefit Cohort 3	約300億円	約300億円
社会的インパクトの合計	約5,200億円	約5,600億円
エーザイの貢献による社会的インパクトの創出	約2,600億円	約2,800億円

SOMPOホールディングス 介護サービスの効率化による社会インパクトを 3.7兆円と試算。

4 SOMPOが生み出す社会インパクト

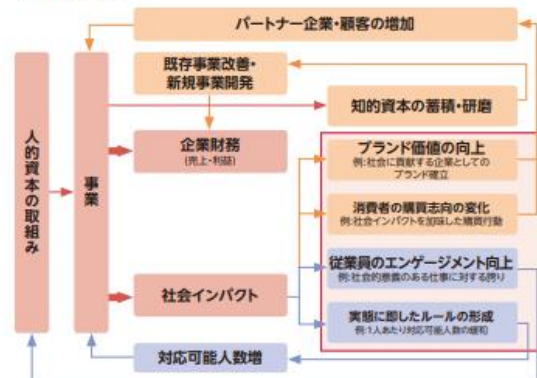
社会インパクトの将来財務へのつながり

インパクトパスの整理と金銭価値化により、事業規模を超えて生み出される社会インパクトを明らかにしていきます。

以下の4つのパスが社会インパクトから将来の財務価値につながるルートです。これらのパスを通じて、人的資本の向上やパートナー企業・顧客の増加につながり、財務価値向上へと至ると考えています。

- ①ブランド価値の向上
- ②消費者の購買志向の変化
- ③従業員エンゲージメント向上
- ④実態に即したルールの形成

<介護事業の例>



社会インパクトの算出事例:「egaku」が創出する社会インパクト [egaku] P.26

「egaku」は、デジタル化支援サービス、データ活用サービス、プロフェッショナルサービスの3つから構成されており、これらのサービスの展開によって介護事業者の生産性向上、職員のエンゲージメント向上、介護の仕事の魅力向上を実現していきます。2040年には22万人^{*1}の介護人材需給ギャップを解消し、最大88万人^{*2}の高齢者を支えることを目指します。これによって介護を理由とした離職などを防ぎ、GDP換算で最大3.7兆円の社会インパクトを創出すると試算しています。



*1 施設系の30%、在宅系の10%に「egaku」を展開し、導入事業者はSOMPOケア同様に必要人材の減少、介護人材の増加を達成すると仮定

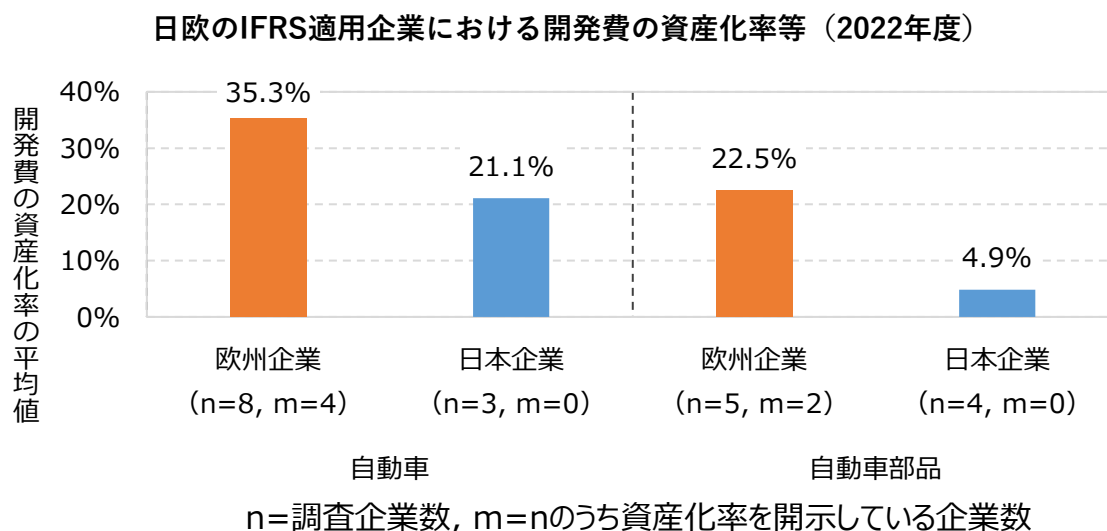
*2 規制緩和により11人の介護人材が4人の高齢者を支えることができたことと仮定

(参考) 研究開発を将来に向けた資産形成と捉える企業マインドの醸成

- 研究開発を単年度の「費用」ではなく、将来に向けた「資産」の形成と捉える企業マインドの醸成が必要。
➡こうした企業マインドの醸成に向けて、如何なる対応策を講ずるべきか。

■ 日欧のIFRS適用企業における開発費の資産化率等の状況

- 開発費の資産化率について、日欧企業で違いがある。また、欧州企業では資産化率の開示もある。



■ 開発費の資産化等に関するヒアリングで得られた主なコメント

- 開発費の資産化に関する情報は、開発効率を測る指標として将来的に投資判断や社内管理に利用できる可能性。
- 研究開発を費用ではなく、資産の形成と捉えるマインド変革は重要。設備投資だけではなく、研究開発も投資として長期間で考える必要性。
- 開発費の資産化を契機として、今後は付加価値が高い独自技術を開発し、将来の価値創造につなげる議論ができる可能性。

備考：「無形資産に関する検討経過の取りまとめ」（2013年6月28日 企業会計基準委員会）を基に内閣府作成。業種については、当該報告書における4分類のうち、自動車（分類Ⅱ：社内発生開発費の資産計上を行っている）及び自動車部品（分類Ⅲ：社内発生開発費の資産計上を行っている企業と行っていない企業が混在している）を選定した。また、調査対象企業については、当該報告書に記載企業の他、「Fortune Global 500」（2024年4月時点）における日欧企業及びIFRS適用済の日欧企業を選定した。

(参考) IFRS基準における無形資産の取扱い

■無形資産の定義・認識要件 (IAS第38号：無形資産)

定義 : 物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産

充足要素 (and) : ①識別可能性 ※1、②支配 ※2、③将来の経済的便益 ※3

上記の定義に加え、以下の要件を満たす場合に、資産計上されなければならない。

認識要件 (and) : ①資産に起因する、期待される将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高い (経済的便益をもたらす蓋然性)
: ②資産の取得原価を、信頼性をもって測定することができる (取得原価の測定可能性)

(個別議論)

■社内開発費の取扱い (IAS第38号：無形資産)

・資産の創出過程を研究局面と開発局面に分け、開発から生じた無形資産は、企業が技術上の実行可能性など6要件を立証できる場合に限り、認識しなければならない。

■企業結合時に識別される無形資産の取扱い (IFRS第3号：企業結合)

・取得企業は、のれんとは別に企業結合で取得した識別可能な無形資産を認識しなければならない。無形資産は、分離可能性規準 又は契約法律規準 のどちらかを満たす場合に識別可能となる。

■他社から研究開発の成果を個別に取得した場合の取扱い (IAS第38号)

・無形資産を個別に買入れた場合、通常、個別に取得した仕掛研究開発は資産計上されている。

■国際的な会計基準における取扱い (IAS第38号)

・無形資産の耐用年数が確定できるか否かを査定し、関連するすべての要因の分析に基づいて、無形資産が企業に対して正味キャッシュ・インフローをもたらすと期待される期間について予見可能な限度がない場合、当該無形資産の耐用年数は確定できないものとみなされなければならない、このような耐用年数を確定できない無形資産は償却を行ってはならないとされている。

■耐用年数が確定できない無形資産の取扱い (IAS第38号)

・関連するすべての要因の分析に基づいて、無形資産が企業に対して正味キャッシュ・インフローをもたらすと期待される期間について予見可能な限度がない場合、当該無形資産の耐用年数は確定できないものとみなされなければならない。
・このような耐用年数を確定できない無形資産は償却を行ってはならない。

※1 識別可能性：無形資産とのれんを区別するために必要な要素であり、(a) 分離可能であること、又は (b) 契約又はその他の法的権利から生じるものであること。

※2 支配：対象となる資源から生ずる将来の経済的便益を獲得する力を有し、かつそれらの便益を他者が利用することを制限できる状態。

※3 将来の経済的便益：製品又はサービスの売上収益、費用節減、あるいは企業による資産の使用によってもたらされる将来の利益が含まれる。

参照：「無形資産に関する検討経過の取りまとめ」(2013年6月28日 企業会計基準委員会)

(参考) 無形資産及びのれんの会計処理に関する国際比較

➤ ■ 自己創設の研究開発費の取扱い

米国基準及び日本基準では、研究費及び開発費ともに即時費用計上する。但し、日本基準では、適用範囲が限定的であるが開発費を繰延資産に計上することができる。IFRS基準でも、研究費は即時費用計上するが、開発費は要件を満たせば資産計上する。

➤ ■ 他社から研究開発の成果を個別に取得した場合

米国基準及び日本基準では即時費用計上するが、IFRS基準では要件を満たせば無形資産として計上する。

➤ ■ 企業結合時に識別される無形資産の場合の取扱い

三基準ともに無形資産に計上し、原則、減価償却を行う。但し、米国基準及びIFRS基準では、償却期間が特定できない場合に限り、減価償却せず減損テストを毎年実施する。

➤ ■ のれん

三基準ともに無形資産に計上する一方、米国基準及びIFRS基準では減価償却せず減損テストを毎年実施するが、日本基準では償却期間を最長20年とする減価償却を行う。

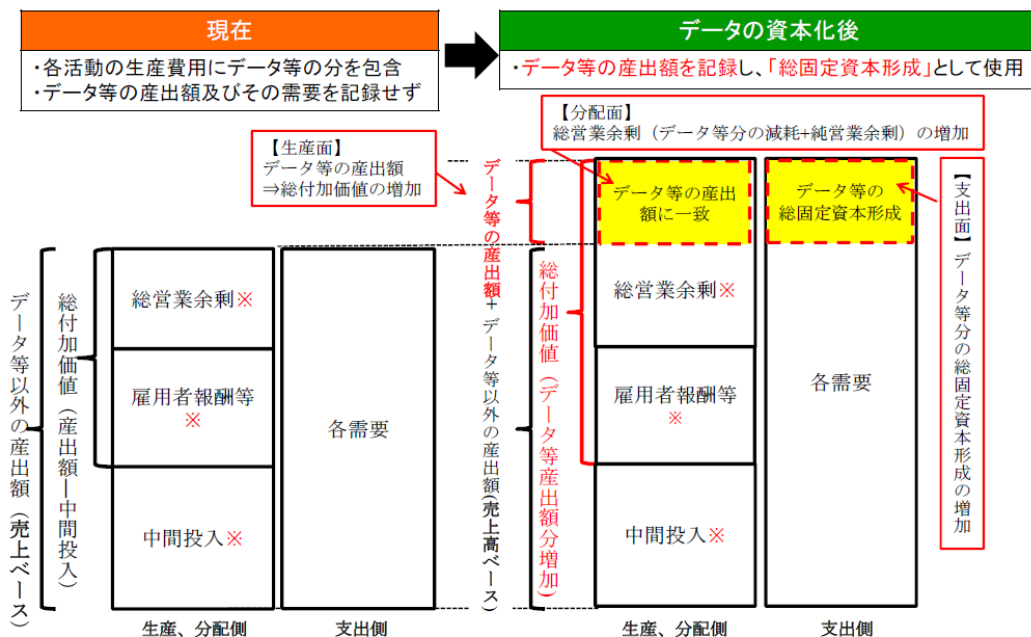
無形資産・のれんに関する会計基準比較

	米国基準	IFRS基準	日本基準
自己創設の研究開発費	即時費用計上	- 研究費は即時費用計上 - 開発費は要件を満たせば資産計上義務	- 研究費は即時費用計上 - 開発費は繰延資産に計上可能 (IFRS基準よりも適用範囲が限定的。5年償却。)
他社から研究開発の成果を個別に取得した場合	即時費用計上	要件を満たせば無形資産として計上	即時費用計上
企業結合時に識別される無形資産	無形資産に計上。原則、減価償却。(償却期間が特定不可の場合は、非償却+年次減損処理)	無形資産に計上。原則、減価償却。(償却期間が特定不可の場合は、非償却+年次減損処理)	無形資産に計上。原則、減価償却(減損の兆候がある場合、減損処理)
のれん	- 上場企業：非償却+年次減損処理 - 非上場企業：減価償却可(最長10年)	非償却+年次減損処理	減価償却(減損の兆候がある場合(同上)、減損処理)

(参考) 国連による「国民経済計算 (SNA)」改訂の動き

- 国連統計委員会では、2025年に国民経済計算の新しい国際基準（2025SNA）の採択が目指されている。
 - 前回、2008SNA採択以降、経済のデジタル化が大きく進展したことを受け、各種経済活動において、データが重要な生産要素となっており、2025SNAの策定に向けては「データを固定資本として記録する」方向で検討が進められている（こうした動きを受けて、現在、政府部内で対応方針（推計方法等）を検討中）。
- ※なお、前回、2008SNA策定時に、知的財産生産物の導入（研究開発（R&D）の資産計上等）については、基準に盛り込まれている。

GDPへの影響のイメージ図(データ及びデータベースの自社用)



※対象となる「データ」の定義

『現象にアクセスし、観察し、これらの現象の情報要素をデジタル形式で記録、整理、保存することによって生成される情報コンテンツであり、生産活動に使用した場合に経済的利益をもたらすもの』

“information content that is produced by accessing and observing phenomena; and recording, organizing and storing information elements from these phenomena in a digital format and that provides an economic benefit when used in productive activities”

出典：「「2025SNA（仮称）に向けたデジタル経済の計測に関する調査研究－データの資本としての記録方法について－」報告書（概要版）（2025年7月25日）より抜粋